

事 案 の 公 示

道路運送法施行規則第55条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事業種別：一般乗用旅客自動車運送事業

事案の件名：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請

公示番号：近運自二公示第25号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事 案 の 概 要	適 用 営 業 区 域	備 考
10	桜井交通 合資会社	迎車回送料金 迎車のための回送が5kmを超える運送について 1回ごとに 300円	山の辺交通圏	迎車回送料金の設定
11	日の丸交通 株式会社	迎車回送料金 迎車のための回送が5kmを超える運送について 1回ごとに 300円	山の辺交通圏	迎車回送料金の設定

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第57条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

令和6年10月16日

近 畿 運 輸 局 長 (公印省略)